

令和元年度 第2回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和元年5月20日（月）午後1時30分～午後2時45分

2、会議場所 播磨町役場 3階 A会議室

3、出席委員氏名

1番 佐伯 幸男	2番 福壽 洋三	3番 日和佐 修	4番 井澤 信良
5番 藤谷 昇	6番 三宅 孝英	7番 浅原 清治郎	8番 梅谷 良治
9番 岩本 宏司	10番 澤田 秀隆		

出席委員 10名 欠席委員 0名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛 主査 井上 曜

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと

議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと

令和元年度 第2回播磨町農業委員会

日時：令和元年5月20日

開会 午後1時30分

- 議長 それでは、ただ今から第2回播磨町農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日は、全員出席ということでございますので、会議は成立いたしております。次に、本日の議事録署名委員でございますが、7番の淺原委員さんと8番の梅谷委員さんにお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは、議事目録に従い、議事を進めさせていただきます。議案第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。
- 事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）
- 議長 それでは、調査をしていただきました淺原委員さんにお願いしたいと思います。
- 淺原委員 報告します。地図で見ますと、4ページを開けていただきますと、印が入っている部分ですね。周りは田んぼがございません。写真は、1ページ目、一番上ですね。現況は畑をつくられておりまして、周りは住宅で田んぼはありませんので、問題ないと考えます。以上です。
- 議長 説明、報告は終わりました。委員の皆さん方で御意見、御質問はございませんでしょうか。
- 梅谷委員 問題なし。
- 議長 特に意見ございませんか。市街化区域の転用ということで、農地転用届けを受理することに決定いたします。次に、議案第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと」を議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 それでは、1番、現地調査をしていただいた福壽委員さん、お願いいたします。

○福壽委員 地図につきましては、8ページになります。写真は1ページの2枚目、3枚目ということになります。場所は道沿いにあります。左上方が [REDACTED] 方面、右下の方が [REDACTED] の方になります。右手の方に [REDACTED] があります。場所につきましては、こちらの方2筆あります。[REDACTED] と [REDACTED] ですね。左の方が写真の1ですね。右の方が写真の2になります。こちらの方写真撮っていますのが、矢印の方向から撮っております。道路の方が見えているのですが、矢印の方向から撮っております。既にこのあたり分譲が進んでいるエリアになります。2筆ある下の方にまだ農地、三角のところ、台形のところが2つ残っております。左手の方につきましては、すぐ隣ですね、こちらはもう既に住宅が建っているような状況です。農地が先ほどの台形と、それと三角のところになるのですけれども、そちらの方につきましては、パイプラインというふうなところで水が来るようになっておりますので、特に農地の方の影響はないと思います。こちら一体地みたいな形になっています。それで、実際に開発の看板ですね、土地利用計画図というのが上がっておりました。予定では11戸建つようになっていました。以上です。御審議お願いします。

○議長 説明は終わりました。委員の皆さん方、御質問ございませんでしょうか。なければ、市街化区域の転用ということで、農地転用届けを受理することに決定いたします。続きまして2番、現地調査をしてい

ただいた梅谷さんお願ひいたします。

○梅谷委員 9ページをお開き願いたいと思います。それと写真につきましては、2ページの一番上が写真になっています。9ページのところで現地の地図なのですけれど、[REDACTED]の北側に今新しい[REDACTED]ができています。そこに信号がありまして、そこを真っすぐ上がつていただければ[REDACTED]へ通じるという道路になっております。その信号のところから1本目の道を東の方へ行っていただいたところに斜線が引いてある現地があります。地図の上側2筆、今何も書いていませんけれど、ここ前皆さんに行っていただいた[REDACTED]の[REDACTED]があります。そのところの1枚ということになります。ただ、[REDACTED]さんの[REDACTED]に声はかけたらしいのですけれど、それはちょっとできないということで、一応分譲住宅ということになりました。

あと、周りは家ばかりですし、[REDACTED]につきましても別にパイプラインで引いてありますので、何ら問題はありません。それと写真につきましては、写真の右下に、これが農水のパイplineになっています。そこから写真を撮った状況となっております。以上です。

○議長 説明は終わりました。委員の皆さん方、御質問はございませんか。

なければ、市街化区域の転用ということで、農地転用届けを受理することに決定いたします。次に、現地調査3番していただきました岩本委員さんお願ひいたします。

○岩本委員 10ページをごらんください。場所は、[REDACTED]のすぐ下の東側に[REDACTED][REDACTED]、その[REDACTED]の南側といいますか、隣の田んぼです。写真は2ページの真ん中でありますて、もう何年も休耕になっているようでございまして、地図からごらんいただけますように、周りはこの田んぼだけしかもう残っておりません。何ら問題はないと思い

ます。

○議長 委員の皆さん方で御質問ございませんか。これも市街化区域の転用ということで、農地転用届けを受理することに決定いたします。次に4番目、現地調査をしていただきました岩本さんお願ひいたします。

○岩本委員 地図は11ページ、写真は2ページの一番下になります。これは [REDACTED] から [REDACTED] へ抜ける南北の道でありまして、11ページの数字の書いてあるすぐ左の、ちょっと隠れていますが、そこに交差点があります。交差点から線路の方へ上がっていただいた、1つ目の交差点といいますか、T字になっておりますが、そこをちょっと奥へ入っていただいたら畑がございまして、今は野菜とイチゴを植えておられます。斜線の上の [REDACTED] というお家、こここの田んぼになります。周りも田んぼで、水も流れるようになっておりますので、何ら問題ないと思います。

○議長 右側に駐車場があるのは、写真では写っていないわけですね。

○岩本委員 写っていないです。

○議長 これは、[REDACTED]さんの駐車場ということですね。

○岩本委員 違います。別の方の駐車場ですね。駐車場と田んぼの間に水路といいますか、雨水が流れるように区切ってありますので、全然違うところの持ち物であります。

○議長 説明は終わりました。委員の皆さん方、御質問ございませんか。

これも市街化区域の転用ということで、農地転用届けを受理することに決定いたします。次に5番目ですが、これは私のエリアでございまして、地図は12ページで、ちょっとわかりにくいと思うのですが、これは [REDACTED] です。[REDACTED] の [REDACTED] のすぐ右側、具体的なものは右の方に [REDACTED] という [REDACTED] があります。左の方に [REDACTED] 、 [REDACTED] さ

んがあります。その真ん中の辺で、[REDACTED]から[REDACTED]へ行く道でございます。[REDACTED]さんはもともと[REDACTED]の方ですが、[REDACTED]の方へ移られて、今まで[REDACTED]さんと一緒に耕作をされていたのですが、[REDACTED]さんが[REDACTED]されましたので、もうこの際売るということを決断されまして、今回上がってきたものでございます。写真は3枚目の一番上でございまして、ちょうど角地でございます。水路は、この田んぼと、右に4軒ほど家が建っていまして、そのそこに水路が流れております、何ら問題はないと思います。6戸住宅が建つと、そのような話も聞いております。以上でございます。

○議長 特に問題ございませんか。なければ、これも市街化区域の転用ということで、農地転用届けを受理することに決定いたします。

続きまして6番、現地調査をしていただきました日和佐委員さんお願いいたします。

○日和佐委員 写真は3枚目の真ん中と一番下の4枚目の一番上です。場所的には、[REDACTED]、[REDACTED]とありまして、その南の方に新しい道路ができております。その2つの土地です。あと残っている白い部分は、納税猶予がかかっています。ここは今まで稲作をやられていたのですけれども、[REDACTED]さんという方がもうしないということで、この土地に並んでいる[REDACTED]さんのところも一緒に売ってしまうという話になったそうです。ここは、もう周りはほとんど家が建っていまして、隣の田んぼは水路もありますので、問題ないと思います。ここに[REDACTED]の看板がかかっていまして、この場所に9軒建つようです。以上です。

○議長 委員の皆さん方、ございませんか。これも市街化区域の転用ということで、農地転用届けを受理することに決定いたします。今回、上が

ってきたのはいずれも面積が大きいですね。それでは次に、議案第7号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 それでは、調査していただきました井澤さんお願ひいたします。

○井澤委員 それでは、地図は16ページをうらんいただきたいと思います。それで写真なのですが、4ページの一番下です、2枚目です。場所ですが、[REDACTED]で[REDACTED]の西の踏み切りを渡っていただいて、2号線の方に向かう途中ですね。この地図でしたら、ちょうど[REDACTED][REDACTED]とある、そのところを左におりていただいた突き当たりがちょうどこの矢印のところです。

それで、今回の農業委員会の開催通知の4、その他の2に該当しますので、その4項目を確認してきました。まず1つは、現況は農地であるか、建物等がないかということですが、写真でも建物等は一切ありませんし、若干草は生えておりますが農地に間違いありません。

それと、相続人との面談日は[REDACTED]に行いました。意思確認をしましたら、意欲がありました。それから、4番の誰が管理しているか、これも本人が管理しております。以上の点を確認させていただきました。

○議長 ありがとうございました。事務局に聞くのですけれど、今まで納税猶予で税務署から照会があつて出すようなものは何件か経験があるのですけれど、このように適格者の証明願というのをあまり記憶にないんですね。

○事務局 私も初めてです。

○議長 これは農業委員会の案件なのですか。

○事務局 証明願の届けがあつて、農業委員会後に会長印を押して、ご本人さんにお返して、ご本人さんが税務署の方に提出されるみたいです。

○議長 初めてかなと思ひます。

○事務局 そうですね。今まで20年間、農業を継続してやっていますかとう照会がきて、それを委員さんに見に行っていただきました。

○福壽委員 今回は新規の認定ですよね。

○事務局 はい。これから納税猶予を受ける方になりますね。

○議長 他に質問がなければ、これは証明願ということで採決をすることになりますので、皆さん方にお聞きします。議案のとおり決定することに賛成の委員の皆さん方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ということでさせていただきます。

次に、報告第2号「平成30年度公共事業に係る農地転用の報告のこと」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 委員の皆さん方、御質問ございませんか。

今までだったら車は無理でしたが、車ですとんと[REDACTED]の方まで行けますね。

○福壽委員 そうですね。行けますね。

○事務局長 この道路ができることによって、おそらく開発ができる区画に該当するようになるので、今後は宅地化されることが考えられます。

○議長 特に御意見ございませんでしたら、報告ということにさせていただきたいと思います。以上で、走りましたが、本日予定いたしておりました議案は滞りなく処理することができました。ありがとうございました。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和元年 5 月 20 日

議長 澤田 秀隆

議事録署名人 淺原 清治郎

議事録署名人 梅谷 良治